

情報の共有関連

－ 電子カルテシステムの運用 －

岡山県アンギオ研究会

津山中央病院 栃山博徳

要 点

平成11年4月22日付けの厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長の連名による通知「診療録等の電子媒体による保存について」をもって電子カルテが認められた。診療情報の電子化は、患者の利便性の向上、業務の効率化、医療の質の向上に資すると考えられる。当院では、この法律により平成11年12月23日の新病院開院より電子カルテシステムを導入した。そこで今回われわれは、電子カルテシステムの中での情報の有効利用について検討したので報告する。

当院での取り組み

1. 運用管理規定の作成

電子保存に関する運用管理規定で、真正性の確

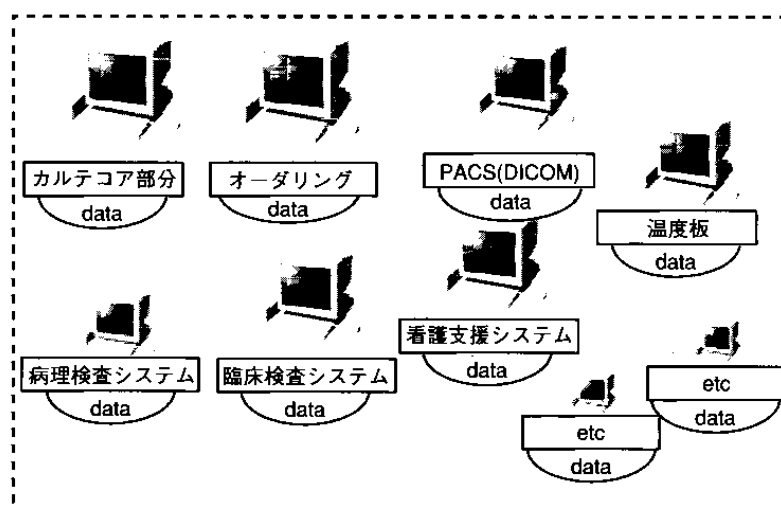
保、見読性の確保、保存性の確保、プライバシーの保護、自己責任（管理責任、説明責任、結果責任）を整えた。

2. 電子カルテシステムの概要

電子カルテシステムは、オーダーリング、看護システム、検査情報システム、PACSの各部門システムから構成されている。カルテのコア部分だけを各クライアントに搭載している。

3. RISとPACS

RISとPACSシステムの基本方針は、①**正確** ②**迅速** ③**管理**とした。**正確**に患者情報を取得するために各撮影装置にはオンライン接続を行う。**正確な**画像情報から診断を行うために高精細モニターを採用した。将来のフィルムレス化にも対応可能である。第2は、迅速に画像が表示できる事である。これまでのRIS、PACSでは、



全体として電子カルテである！

Fig. 1 電子カルテシステムの概要
カルテのコア部分だけを各クライアントに搭載している

画像が見えるけど表示されるのが遅い。画像表示処理条件を変化させる事が出来るけれど遅いために使えない。これらは、全て出来るけど使えないシステムである。そこで表示画像は、撮影終了後10分後には病院全体で2秒以内で表示できるシステムを目指した。

第3にPACSシステム、及び装置管理が簡単

にできるシステムを目指した。WEBによるサーバー管理、検査管理台帳の出力管理とした。

4. まとめ

電子カルテ、RIS-PACSの導入で情報の共有化が可能となった。この事により患者情報の利便性の向上、業務の効率化を図る事が出来た。

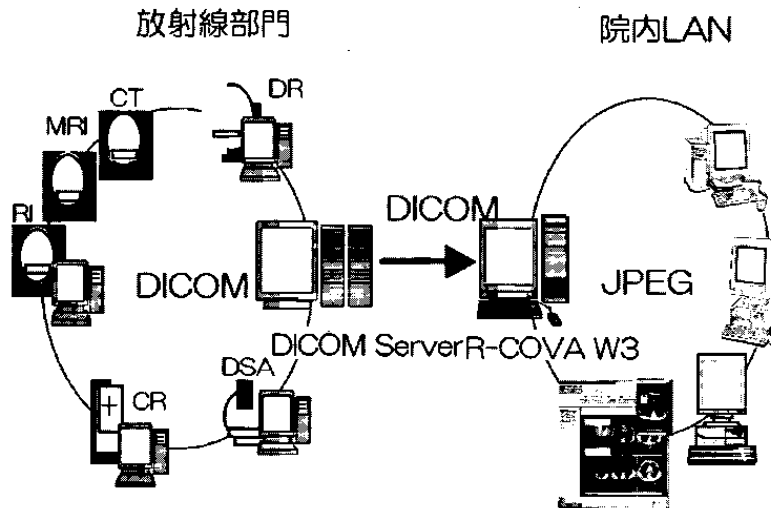


Fig. 2 RISとPACS

撮影終了10分後には病院全体で2秒以内で表示できるシステムとなった

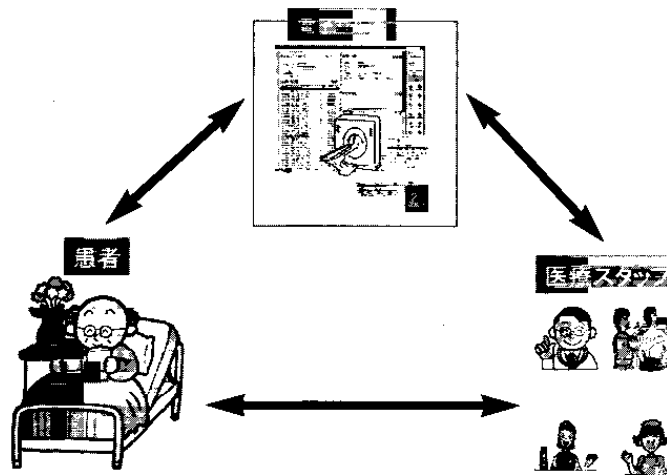


Fig. 3 まとめ

電子カルテ、RIS-PACSの導入で情報の共有化が可能
患者情報の利便性の向上、業務の効率化を図る事が出来た